

歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第7回)	参考資料 1
令和元年7月31日(水)	
歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ (第6回)	資料2
令和元年6月28日(金)	

指導体制に関する現状と課題

1. 研修内容について

- 到達目標の見直し
 - 卒前・卒後の一貫性
 - 研修歯科医の将来の目標設定(キャリア形成)に資する
 - 基礎的な診療技術の習得が可能
 - 地域包括ケアシステムの中で活躍できる歯科医師の養成
 - 臨床研修施設の特徴を反映した到達目標
- 多様なニーズへの対応(基礎研究枠の検討も含む。)

2. 臨床研修施設について

- 歯科大学における研修体制のあり方
- 病院歯科における臨床研修の充実
- 歯科診療所における臨床研修の充実

3. 指導体制について

- 指導歯科医の要件(更新制の必要性の検討も含む。)
- 指導歯科医講習会のあり方(内容、受講時期等)

これらの論点について、具体的な内容をワーキンググループで検討することとしてはどうか。

歯科医師臨床研修部会で頂いた指導体制に関する主なご意見

- 研修管理委員会に出席しない指導歯科医（臨床研修施設）がおり、指導歯科医講習会が単なる指導歯科医の資格取得のためのものになっていると思われる人もいる。
- 一定期間ごとの指導歯科医講習会の受講や指導歯科医の更新制度の検討が必要ではないか。
- 更新制でないとしても、指導者（指導歯科医）に対する講習会を充実すべきではないか。
- 研修管理委員会に出席していない協力型臨床研修施設の指導歯科医は、研修歯科医の状況（研修内容）を知る機会があまりないと思われる。
- 研修歯科医の受け入れが決まった協力型臨床研修施設に対して、管理型臨床研修施設が講習会を実施する、という方法も考えられるのではないか。
- 指導歯科医も新しいことを覚えていく必要があるのではないか。

- 現行では、指導歯科医の要件は指導歯科医講習会の受講(1回)と、臨床経験年数で規定されており、更新制度はない。

(4) 指導歯科医等

ア 指導歯科医は、常に勤務する歯科医師であって研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア)「研修歯科医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、一般歯科診療についての確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下の〔1〕、〔2〕のいずれかの条件に該当する者であること。なお、臨床経験には、臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

〔1〕**7年以上の臨床経験を有する者**であって、**指導歯科医講習会**(一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にのっとって開催されたもの)**を受講している**こと。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

〔2〕**5年以上の臨床経験を有する者**であって、**日本歯科医学会・専門分科会の認定医・専門医の資格**を有し、**指導歯科医講習会**(一般財団法人歯科医療振興財団主催又は「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)にのっとって開催されたもの)**を受講している**こと。

(イ) 指導歯科医は、臨床研修指導のための研さんを続けなければならないこと。

(歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について 第2・6(4)指導歯科医等)

(3) **大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院**においては、**5年以上の臨床経験を有する者**であって、**大学又は大学の歯学部若しくは医学部の附属施設である病院に所属**し、当該病院長が発行した臨床指導経歴を示す教育評価及び業績証明書を有すること。なお、臨床指導経歴には卒前臨床実習指導を含むこと。

(歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会報告書より)

- 指導歯科医講習会の開催指針は、歯科医師臨床研修制度が必修化された平成16年に作成され、その後見直しは行われていない。

歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について（医政局長 医政発第0617001号）

（別紙）歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針（抜粋）

4 指導歯科医講習会におけるテーマ

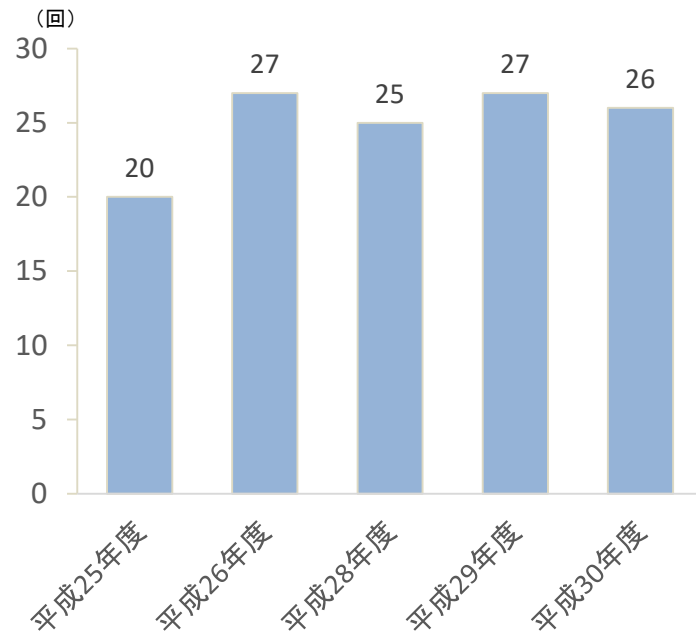
指導歯科医講習会におけるテーマは、次に掲げる項目の(1)を必須とし、(2)～(12)の項目のいくつかが含まれていること。

- (1) 研修プログラムの立案（研修目標、研修方略及び研修評価の実施計画の作成）
「研修方略」とは、研修歯科医が研修目標を達成するために、どのような方法で、誰の指導によって研修を行うか等の具体的な計画及び準備をいうものであること。
「研修評価の実施計画」とは、どのような場面で、誰が、どのような評価方法で研修歯科医を評価するか等の具体的な評価計画をいうものであること。
- (2) 新たな歯科医師臨床研修制度
- (3) 医療面接
- (4) 患者と歯科医師との関係
- (5) 総合診療計画
- (6) 歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力
- (7) 医療安全・感染予防
- (8) 医療管理（保険診療・チーム医療・地域医療）
- (9) 根拠に基づいた医療（Evidence-based Medicine：EBM）
- (10) 指導歯科医の在り方
- (11) 研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価
- (12) その他臨床研修に必要な事項

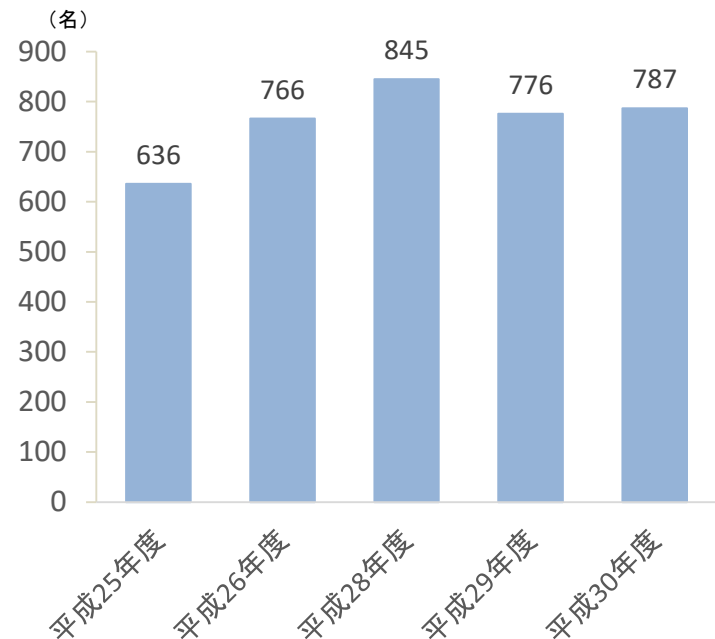
指導歯科医講習会開催状況

○最近の指導歯科医講習会の開催状況は、年間25回前後、受講者数は700名前後で推移している。

＜直近5年間の開催回数の推移＞



＜直近5年間の受講人数の推移＞



※(参考)平成16年度以降の指導歯科医受講者総数:約15,000人

(歯科医師臨床研修指導歯科医ワークショップ(財団法人歯科医療研修振興財団主催)の受講者を含む。)

プログラム責任者講習会受講者総数:約500人

出典:医政局歯科保健課調べ⁶

平成30年度の指導歯科医講習会の実施状況

◆ 主催者

指導歯科医講習会的主催者	開催回数
歯科大学	21
歯科診療所	2
歯科医師会	3
合計	26

◆ テーマ（開催指針に具体的に例示されている内容）

開催指針に具体的に例示されている内容 （必修を除く。）	実施回数
(2)新たな歯科医師臨床研修制度	26
(3)医療面接	
(4)患者と歯科医師との関係	
(5)総合診療計画	
(6)歯科医師に望まれる総合的・基本的な診療能力	
(7)医療安全・感染予防	24
(8)医療管理（保険診療・チーム医療・地域医療）	
(9)根拠に基づいた医療 （Evidence-based Medicine：EBM）	
(10)指導歯科医の在り方	5
(11)研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価	

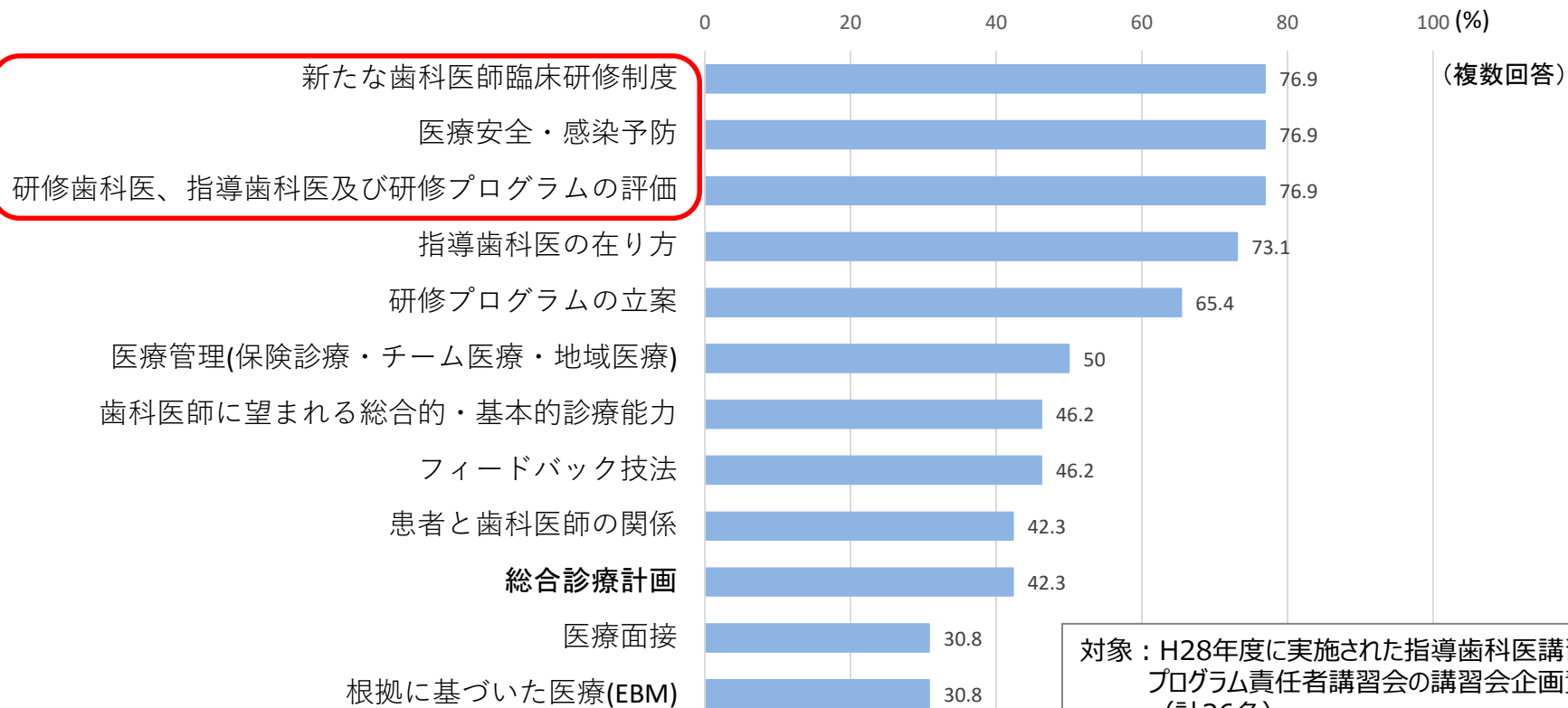
◆ テーマ（開催指針に具体的に例示されている内容以外）

開催指針に具体的に例示されていない内容	実施回数
KJ法（問題点の抽出と対応）	21
問題点への対応、2次元展開法	14
望ましい学習活動の特徴	4
改善に対する抵抗と方略	4
歯科医師臨床研修制度の検証	5
ポートフォリオについて	
歯科医師臨床研修のマッチングについて	
臨床研修におけるトラブル事例とその解決に向けて	
歯科医師臨床研修を一般開業医で行うための条件について	
周術期口腔機能管理と退院時カンファレンス	
訪問歯科について	
臨床研修プログラムと生涯研修—研修後の勤務医の教育について—	
アンガーマネジメント	
歯科外来治療や医療面接に活かせる基本的英会話	

指導歯科医講習会のテーマに必要と思われる項目

○ 現行の指導歯科医講習会の開催指針に含まれているテーマのうち、必要と思われる項目として、「新たな歯科医師臨床研修制度」、「医療安全・感染予防」、「研修歯科医、指導歯科医及び研修プログラムの評価」などが多かった。

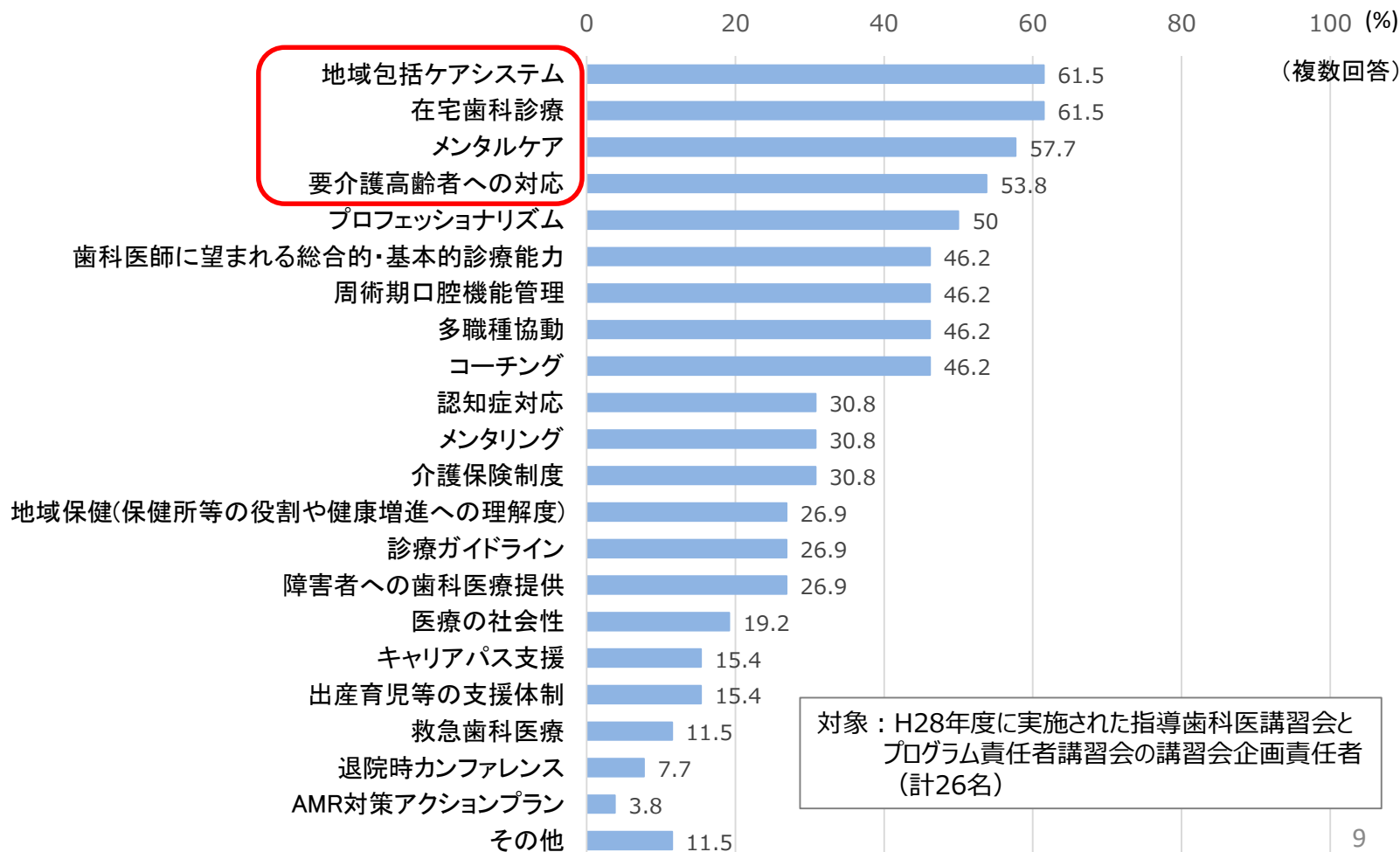
＜現行の開催指針に含まれているテーマ＞



指導歯科医講習会のテーマに必要と思われる項目

○ 現行の指導歯科医講習会の開催指針に含まれていないテーマのうち、必要と思われる項目として、「地域包括ケアシステム」、「在宅歯科診療」、「メンタルケア」、「要介護高齢者への対応」などが多かった。

＜現行の開催指針に含まれていないテーマ＞



指導体制（指導歯科医）に関する課題と論点

課題

(1) 指導歯科医について

- 指導歯科医講習会の受講者数は、これまでに約15,000人、直近5年間でも毎年700人以上が新規に指導歯科医となっているが、複数回の受講者はほとんどいないと考えられる。
- 実際に臨床研修に従事している指導歯科医数は不明である。

(2) 大学病院に所属する指導歯科医について

- 現時点で、大学病院に所属する歯科医師については、「歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会」報告書（平成16年3月26日）に基づき、5年以上の臨床経験を有する者であれば指導歯科医とする取り扱いとなっている。
- 現状として、大学病院に所属する指導歯科医の指導歯科医講習会の受講状況は、大学間で差があると考えられる。

(3) 指導歯科医講習会について

- 現行の指導歯科医講習会の開催指針は、平成16年以降変更されていない。
- 直近の指導歯科医講習会のテーマについては、類似の項目が多く、全体として同じような内容になっている。
- 開催指針に例示されている項目であっても実施されていないものもみられる。

論点

- 指導歯科医の更新制についてどのように考えるか。
 - 更新制を導入する場合の更新期間、更新時の研修内容（日数、テーマ、研修実施方法等）、実施主体について
- 協力型臨床研修施設の指導歯科医に対する質の担保について、どのように考えるか。
- 大学病院の指導歯科医について、指導歯科医講習会の受講を義務付けることについてどのように考えるか。
- 指導歯科医講習会の開催指針の見直しについてどのように考えるか。
 - 研修テーマについて（必修項目の見直し、新たな到達目標に対応する項目の追加等）